



医 第 4 9 号
平成19年11月20日

各保険医療機関等の長 様

茨城県神栖市長 保 立 一 男
(公印省略)

神栖市医療福祉制度（市単独）への公費負担者番号導入について

医療福祉制度の円滑な実施につきまして、平素より格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、神栖市では、子どもを育成する家庭を支援し、次代を担う子どもたちが健やかに生まれ育まれる環境を整え、少子化対策の充実推進を図るため、県の制度で未就学児までの所得超過者（マル福非該当者）と小学生、中学生までを対象に市独自の医療福祉事業（神福）として実施してまいりました。

これまでは医療機関等の領収書の持参による請求の方法で実施させていただいておりましたが、平成18年7月に県のマル福制度の請求方法が公費負担者番号導入によるレセプト請求方法へ切り替えられましたことから、市独自の医療福祉制度（神福）につきましても、同様に平成20年1月診療分から公費負担者番号を導入することとなりました。

実施につきまして、医療費請求システムの変更など一部ご負担をおかけする可能性があるかと存じますが、本事業の円滑な実施は、医療機関のご協力が必要不可欠であります。

何卒ご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

記

1. 内容（基本的にマル福と同様です。）

- 平成20年1月診療分より、診療報酬明細書（レセプト）の公費欄記入により請求する方法です。
- 支払いについては、国保連合会と支払基金がそれぞれ神栖市に請求し、国保分は国保連合会が、社保分は支払基金が、貴医療機関等へ支払う方法となります。

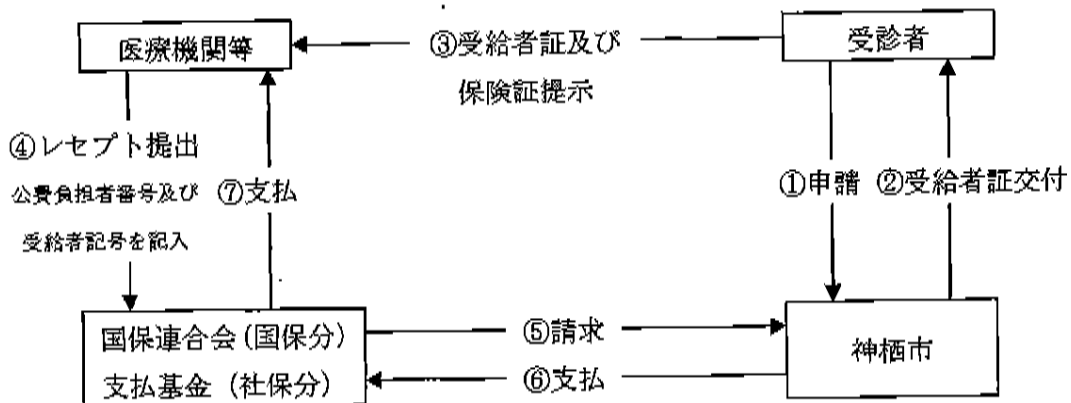
〈公費負担者番号〉

神福 医療福祉費受給者証（ピンク色）に記載されています。

0歳児から未就学児（マル福所得超過者）【90080490】

小学生、中学生までの児童生徒 【92080498】

2. 請求事務フロー




【診療報酬明細書の記載箇所】

- ・ 公費負担者番号欄及び公費負担医療の受給者番号欄に記入
- ・ 公費負担請求点数欄（保険請求点数と同点数の場合は記入不要）に記入
- ・ 外来自己負担及び入院自己負担が生ずる場合は、公費の負担金額欄（歯科は患者負担額欄）に記入

【診療報酬請求書の記載箇所】

- ・ 国保分に関しては、公費負担医療欄に神栖市単独事業分（90・92）を合算し、「90」と記入
 - ・ 社保分に関しては、公費負担番号ごと（90・92）と記入
- * なお、診療報酬明細書、診療報酬請求書の記載方法の詳細については、国保連合会、支払基金に確認願います。

神福 医療福祉費受給者証（見本）

神福 医療福祉費受給者証		
公費負担者番号	□□□□□□□□	
受給者番号	□□□□□□□□	
医療従事者等の 記号及び番号		
保険種別	回・退・政・組・給・共・国保	
保険者記号	□□□□□□□□	
受給者 住所	氏名	
	生年月日	年 月 日
	有効期間	
発行年月日	年 月 日	
発行機関名 及び印	茨城県 神栖市 	

【その他】

- ・ 院外処方などの処方箋については、必ず処方箋にも公費負担者番号及び受給者番号を記入願います。
- ・ 公費と神福の併用がある処方箋については、従来どおり公費の公費負担者番号及び受給者番号を記入し、その下に神福の公費負担者番号及び受給者番号を記入願います。

問合先
神栖市役所医療福祉課
Tel.0299-90-1143(直通)
担当：柳堀・太田